

Title	加藤由作著 海上保険講義
Sub Title	
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.3 (1956. 3) ,p.214(46)- 217(49)
JaLC DOI	10.14991/001.19560301-0046
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560301-0046">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560301-0046</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

加藤 由 作 著

『海上保険講義』

海上保険 (marine insurance, Seevericherung) 研究の體系は、經濟學的、經營學のおよび法律學的研究の三部の綜合より成るものである。まず經濟學的研究は海上保険制度の研究にして、これを經濟上の一の仕組、制度として研究し、海上保険の概念、意義、効用・効果、沿革、影響、政策等の研究がこれに屬し、一般の保險學または保險論において取扱われることが多い。次の經營學的研究は海上保險事業の研究であつて、事業經營上の實務、會計經理、經營形態および効率の研究、さらに再保險問題や市場調査等の研究も含めて、これは保險經營論または損害保險經營論の一部として取扱われらるであらう。そして最後の法律學的研究は個々の海上保險契約の研究——法典、約款、判例の解釋を主とする——であつて、海上保險を權利・義務を創設するところの契約として、その内容を研究し、海上保險獨特の法律および慣習の研究を中心とする海上保險法、海上保險契約法、海上保險契約論として、學問的に獨立の存在を認められているものである。

諸外國における海上保險の研究は殆んど法律學的研究に限られて

年頃以來名著の名を恣にした『村瀬海上保險』を漸く昭和七年乃至十七年に至つて凌駕したのである。(以上引用は葛城照三氏「海上保險研究」——『英法に於ける海上危險』の研究——上巻、序文三頁、昭和二十四年十一月十日初版發行、損害保險事業研究所)。

「海上危險論」(昭和七年十一月二十日、巖松堂)、「海上損害論」(昭和十年十月二十五日、巖松堂)、「海上保險概要」(昭和十一年五月五日、巖松堂)、「海上被保險利益論」(昭和十二年二月十日、巖松堂)、「被保險利益の構造」(昭和十四年十一月十五日、巖松堂)、「保險論」(總論)(昭和二十二年十一月二十四日、實業教科書株式會社)、「保險論」(各論)(昭和二十二年十月二十九日、實業教科書株式會社)、「海上保險講義」(昭和二十四年十月五日、巖松堂)、「火災保險論」(昭和二十五年三月十五日、新紀元社)、「ロイド保險證券の生成」(昭和二十八年六月十五日、春秋社)の著者にして、Otto Hagen, Seevericherungsgesetz, 1938. 「獨逸海上保險法——獨逸海上保險普通約款論」(昭和十六年十二月五日、巖松堂)および Karl Ferdinand Reetz, Das Recht der Europäischen Seevericherungsgesetz, 1870. 「ノアマン歐洲海上保險法史」(昭和十九年十一月十日、巖松堂)の譯者である加藤氏が、その舊著書の「海上保險概要」に「その後時局の變轉(開戦—戦時中—終戦のことか……筆者註)、貨物普通約款の制定などのためにこれに幾多の改廢増補を行わざるを得なくなつた」(序一一二頁)ゆえに、「そこで著者の心氣一轉もこめて」(序二二頁)「海上保險講義」と改名し、裝を新たにし、内容を整理・補充して、これをひとたび改訂(昭和二十八年三月二十五日)し、さらに再訂し

書評及び紹介

る。ドイツの Bruck, Hagen, Kisch, Lewis, Ritter, Sieveking, Ulrich, Voigt, イギリスの Lownes, McArthur, Marshall, Park, Duer, Phillips, Arnold, Eldridge, Gow, Templeman & Greenacre 等、一流の海上保險學者即海上保險法律學者と稱してまず大過無きものと思われる。これは海上保險事業が海上保險なる法律關係を賣る事業であつて、この研究は海上保險契約の内容を解釋し、保險契約者間の取引の實際・實體の把握には、ぜひとも正確・廣範な法律學の知識によること大であるからである。

ところでわが國においては、村瀬春雄博士の「海上保險講義要領」(現在の村瀬保險全集中の「海上保險講義要領」、大正十五年三月二十八日、村瀬保險全集刊行會、清水書店)が、各國の法律慣習と海上保險契約について詳述せる最初にして独自の名著であつたが、以來法律學者によるこの方面の研究成果は必ずしも十分ではない。それはその衝に當るべき商法學者がもつぱら商法中の一部としてのみの海上保險法の研究にのみ始終したからであつて、「法律學者が斯くの如く深く且廣く海上保險を研究しない關係上、商業學界又は經濟學界に籍を置く學者が、彼の有する商業學的又は經濟學的知識を基礎として、法律學者の法典解釋を咀嚼し、廣く内外の海上保險法、海上保險約款、海上保險慣習等を研究せんとする者がある。我國に於て斯かる意味に於て海上保險契約の研究を完成した學者は加藤由作博士(海上被保險利益論、海上危險論及び海上損害論)及今村有博士(海上保險契約論上巻總論及海上被保險利益論、同中巻海上保險事故論、及同下巻海上損害論)の二者あるのみにして、明治四十

て、しかして主として著者の大學における講義用として發行せられたのが本書であつて、論理は簡潔・明確、海上保險の要點がよく統一せられ洗練せられて述べられてあつて、この學問に關係ある、な

に人にとつても極めて好個なる參考書である。

本書はその「緒論」(一一一—一六頁)の冒頭において、海上保險取引に關する理論の實質的内容は海上保險契約論たるべきを指摘し、他の普通商品の賣買や貨物の運送の場合に法律問題が附隨的事項であつて、それ自體が取引の主要内容とはならないのと相違し、海上保險契約論は海上保險商品學にあつては、その商品の品質、銘柄とは保險者の擔保責任の内容であり、「保險者は如何なる場合に如何なる責任を負うべきかを決するのは全く契約または法規であつて、殊に海上保險にあつてはこの點は極めて綿密に定められなくてはならない」(二頁)。この學問の興味は法律論にして、その研究に際して法律學的方法をもつてせず、經營學的方法をもつてする過を犯してはならないと。しかして法律學的研究の便利のためには「附録」(二六九—三〇六頁)船舶保險約款、貨物保險普通約款および Lloyd's S. G. Policy が收められてゐる。

「第一編 海上被保險利益論」(一七一—三七頁)は著者の最も専門とする部門であつて、まず被保險利益 (insurable interest) を定義して「一定の物(保險の目的)に危險(保險事故)が発生することによつて一定人(被保險者 insured)に財産上の損害を與える虞のある、かかる人と物との關係」(一八頁)とし、これと關連して保險價額 (insurable value)、保險評價額または協定額 (policy valuation, agreed value) および保險金額 (amount insured)

等について説明し、主な海上被保険利益として、船舶 (Ship, vessel)、運送貨 (Freight)、船費 (disbursements)、積荷 (ballast)、希望利益 (expected profit)、報酬 (commission)、保険に關する費用 (charges of insurance) および船員の給料 (wages) 等について論述している。

「第二編 海上危険論」(三九一—二七九頁)は著者が本書において最も力を注いだところであるが、まず保険法上の危険 (Risk) なる語を「これを以て損害發生原因として發生の惧ある偶然な事故を指すもの」(三九頁)との意味に解して、「かかる事故發生の可能性を指すもの、およびかかる可能性の測定材料である各種の事情、すなわち危険事情」(三九頁)とする見解を棄て、航海に關する危険 (Maritime peril) とは「一定航海事業に關連を有する各種の危険」(三九頁)にして、その主なるもの沈没、坐礁、火災および爆發、衝突、地震および海嘯、海賊、強盜および竊盜、戦争の危険、官の處分、船員の非行等を順を追つて説明し、また「例外として海上保険者の負擔しない危険 (危険制限)」、種類の制限、原因的制限、原因力的制限、結果的または連結的制限、條件的制限、時間的制限および場所的制限についても詳論し、さらに「保険の目的の性質または瑕疵」(nature or inherent vice of the subject-matter insured) なる危険にも論及して、船舶に關するそれと積荷に關するそれとについて述べ、海上保険期間または危険期間 (duration of risk) については航海保険 (voyage policy) と期間保険 (time policy) の場合のそれぞれにつき説明し、最後に海上保険に關する危険の變更および變種の問題にも筆を進めて懇切な

る理論を展開している。本編「第三節 因果關係」(五七一—六六頁)には特に興味を引くところ多大である。近因説 (principle of causa proxima)、相當因果關係説、自然成行説と三説を例挙して、「少くとも海上保険法における因果關係については、本説 (自然成行説) を採用するのが最も適當であると信する」(六〇頁)と。その理由を「自然成行説によれば原因は常に一個に限られ、またいわゆる遠因または間接的危険が近因または直接的危険に比し原因となる機會が少いことにおいて特長を有する。」この説は比較的近因を重視し、今日における海上保険取引の通念に最もよく適應して、英國近時のいわゆる近因説の解釋も、しばしばこの精神に支配されているからであるとしている。

「第三編 海上損害論」(一八〇—二四二頁)では「例外として海上保険者の填補しない直接損害」では免責歩合 (franchise) につき述べ、「例外として海上保険者の填補すべき間接損害」である共同海損分擔額 (general average contribution)、損害防止費用、損害調査費用 (survey fee) に觸れ、分損擔保 (with average, W. a.)、分損不擔保 (free from particular average, f.p.a.)、[全損]、[全損] 擔保 (total loss only, T.L.O., free of all average, F.A.A.) におよび、全損 (total loss)、分損 (partial loss) からさらに委付 (abandonment) の研究にと至つてゐるが、説明はそれぞれ要點を得て解し易い。

「第四編 特殊海上保険論」(二四三—二六七頁)では、まず廣義に關する豫定保険 (open policy or cover, floating policy)

の一種である狭義の豫定保険 (繼續的豫定保険) 實際上いわゆる豫定保険特約 (continuing policy) と船主の衝突責任の保険の二種について論じ、後者には衝突せる各船の損害填補額決定の具體例を七頁に涉つて示しているが、これはなかなか興味深い。

さて「海上保険取引は國際性を持つてゐるため、諸外國法、ことに英國法または約款をもそれに關連せしめて説明しなくてはならない」(序)、「海上保険取引の研究にはわが商法または海上保険約款の外に、英米海上保険法またはその海上保険約款の研究が必要である。これはいわゆる比較法的立場からいふのみでなく、將來わが國における海上保険取引は、それが船舶の場合でも、積荷の場合でも、益々英米法の支配を受けなくてはならないからである」(二頁)。よつて本書は必要に応じて丹念に隨所に一九〇六年 Marine Insurance Act や各種 Clause の原文を示し、それは二十七個所におよび、また數多の註においても原文を示すところが多い。さらに本文中においても特別の節・項あるいは款において英法や英國約款の規定に考察を施したものが五個所にして、巻頭の一般的參考書目録では邦書三十九冊、洋書三十八冊を例挙し、海上保険の國際性に鑑み、その研究の主眼を歐米先進諸國のこの制度と學理の解明に置いたことは、本書の一特色と稱しうるであらう。(著者 一橋大學教授 商學博士、A B 版、三〇六頁、昭和卅年九月一日、巖松堂書店、四百圓) (庭田 範秋)

### ロバートソンを

### めぐる「效用」論争

勞働價值説に關する最近の興味ある論争が本誌四十八卷十一號に、遊部教授の手によつて紹介されたが、ここでは効用概念についての論争を紹介したい。しかし前論争がマルクス經濟學の中心的問題であつたに對し、この論争は近代經濟學とよばれる理論の主流からみれば「經濟學者のくりごと」と言つてもよい。ただ經濟學の究極の主題たる「經濟的厚生」という概念を考へるとき、何らかの意味でまつわる問題であり、最近再び活潑化の傾向をみせてきた厚生經濟學の展開を側面から理解するためにも面白い論争といえる。

この論争の發端は、ピグーの厚生概念に對するロビンスの批判、ヒックス—カールドアによる新厚生經濟學、バークソン—サミュエルソンの社會的厚生函數と展開してきた厚生經濟學を、横目でにらみながらロバートソンがピグーの立場を援助した所に始まる。從て彼は基數論者 (Cardinalist) であつた。これを序數論者 (Ordinalist) が見逃す筈がない。ロビンス、ヒックス、ケネディ、ハウタッカー、ボウルディング、フリードマン等がこの論争に参加した。その他効用概念をめぐつて、ベネディアリ、サミュエルソン、ストロツなどが種々な展開をみせている。以下はこの論争の要約的な紹介で